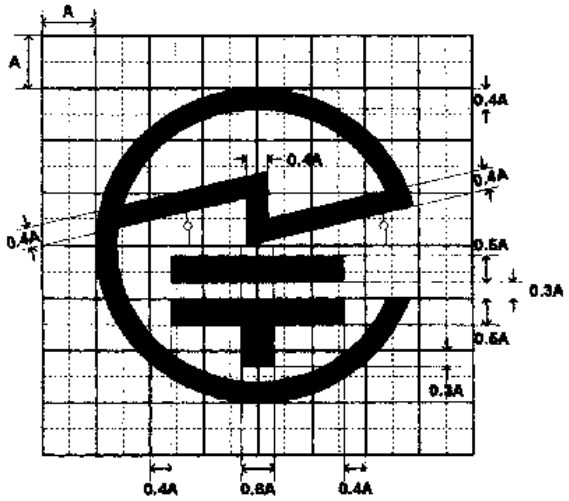
様式第７号（第10条、第22条、第29条及び第38条関係）（平22総省令59・平22総省令92・平25総省令32・平26総省令68・平31総省令５・一部改正）

表示は、次の様式に記号Ⓐ及び技術基準適合認定番号又は記号Ⓣ及び設計認証番号を付加したものとする。



注１　大きさは、表示を容易に識別することができるものであること。

２　材料は、容易に損傷しないものであること（電磁的方法によって表示を付す場合を除く。）。

３　色彩は、適宜とする。ただし、表示を容易に識別することができるものであること。

４　技術基準適合認定番号又は設計認証番号の最後の３文字は総務大臣が別に定める登録認定機関又は承認認定機関の区別とし、最初の文字は端末機器の種類に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。なお、技術基準適合認定又は設計認証が、二以上の種類の端末機器が構造上一体となっているものについて同時になされたものであるときには、当該種類の端末機器について、次の表に掲げる記号を列記するものとする。

端末機器の種類	記号
一　第３条第１項第１号に掲げる端末機器	A
二　第３条第１項第２号に掲げる端末機器	E
三　第３条第１項第３号に掲げる端末機器	F
四　第３条第１項第４号に掲げる端末機器	B

五　第３条第１項第５号に掲げる端末機器	C
六　第３条第１項第６号に掲げる端末機器	D